

第 4 章 計画の進行管理（行政評価制度）

第4章 計画の進行管理（行政評価制度）

(1) 計画の進行管理の仕組み

第3期実施計画は、第四次箕面市総合計画の総仕上げとなる実施計画として、厳正に進行管理する必要があります。集中改革プランによって財政基盤の安定をめざしていますが、依然として厳しい財政状況の中で、政策の方向性に基づいた成果と資源配分を実現するためには、事業担当部局がより一層主体的に、設定した成果目標に対して事業の精査・選別を行い、年度ごとに成果の達成度を測ることによって、事業担当部局と管理部門の双方が計画の進行管理を意識して事業を展開していきます。

(2) 政策評価、施策評価、事業評価

= 行政活動のくくり方の大小に着目した分類 =

第四次箕面市総合計画は、26の政策のもとに、82の施策が存在しています。さらにその下には、約900の予算事業（予算編成の単位）が存在しているという階層構造になっています。これらの政策、施策及び事業を評価したものをそれぞれ、政策評価、施策評価、事業評価といいます。

< 政策評価 >

政策評価は、例えば「人権文化の振興」、「市民参加の充実」といった大くくりの方針に対して、今後の政策実施の方向性に基づき、大局的な視点から政策を評価するものです。政策ごとの成果指標に基づき、目標管理型の評価手法を用いています。第四次箕面市総合計画で示した内容が達成できた政策については、大胆かつ弾力的に未達成政策への資源移動（再配分）などを行い、全体的な総合計画の実現をめざします。

< 施策評価 >

施策評価は、例えば「子育て支援制度の充実」、「市民の自主的な生涯学習活動の促進」といった、大くくりではあるものの、より細かい視点から政策を実現するための行政活動の評価するものです。施策は、個々の事業にとらわれず、政策ごとの成果指標や施策ごとの目標など、施策自体のねらいに基づいて評価し、本質的・実効的に施策を見直し、改善していきます。

< 事業評価 >

事業評価は、個別具体的な事務執行に対して、施策の目的にかなっているか、事業を行う手法は適切かといった個別評価を行うものです。事業評価では、事業担当部局が四半期ごとに事業の進捗について検証しており、自己点検ツールとして活用するだけでなく、積極的に公開することによって、説明責任を果たしていきます。

(3) 事前評価と事後評価

= 時間軸（将来か過去か）に着目した分類 =

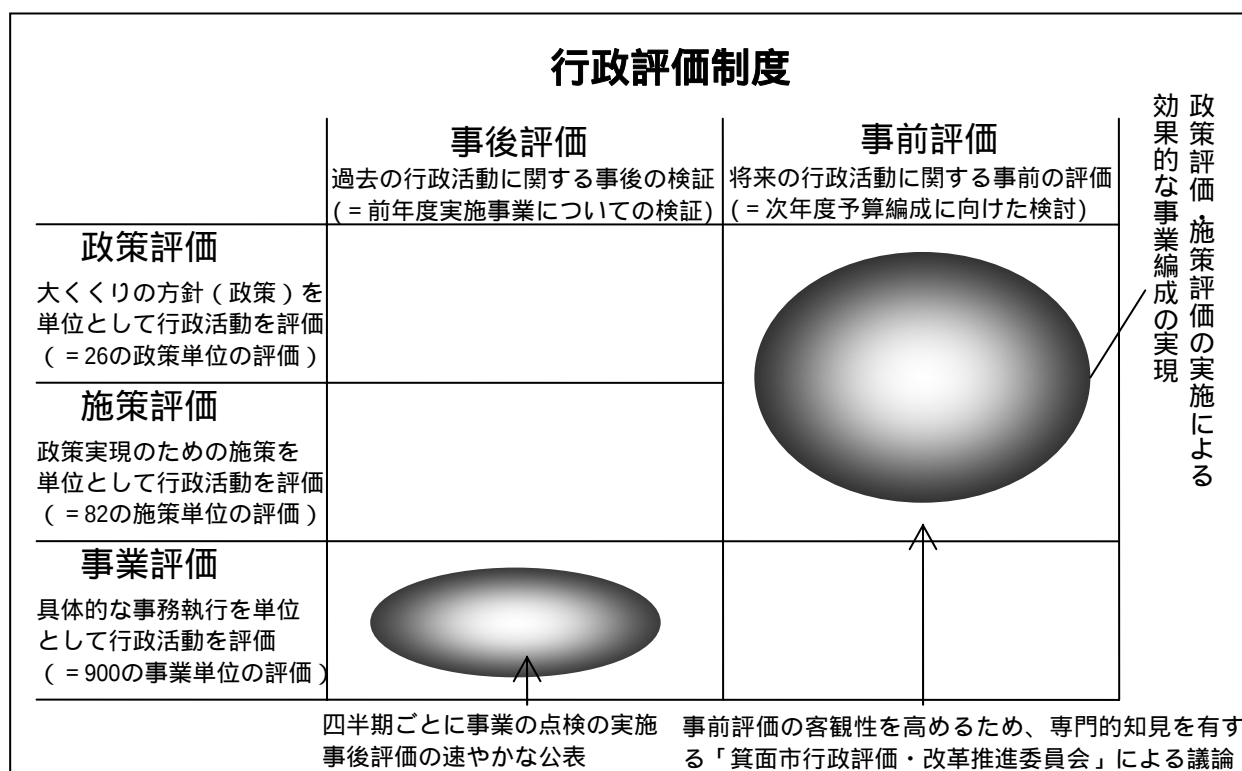
行政評価には、将来の行政活動に関して行う「事前評価」と過去の行政活動に関して行う「事後評価」があります。

< 事前評価 >

効果的な事業編成の実現のために、政策・施策評価を行います。また、評価の客観性を確保するために、専門的知見を有する有識者による「箕面市行政評価・改革推進委員会」において、外部の視点を取り入れて議論を重ねながら、評価について公表します。

< 事後評価 >

効果的・効率的な行政活動を行うために、絶えず見直しを図っていく必要があることから、四半期ごとに事業評価を行い、速やかに公表します。



(4) 予算編成との連携

行政評価(事前評価)の結果については、予算編成と連携していくことにより、政策の方向性を確実なものとし、効果的な行政活動を行っていきます。第四次箕面市総合計画で示した内容を達成した政策については、見直しによって別の政策へ資源を投入していくという効果的な行政資源の再配分をめざします。

